

広島県告示第七百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
畠敷地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十五年五月二十三日広島県告示第四百五十六号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号と六号を結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱四号及び五号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
三次市	畠敷町		二本松	四三七番三	標柱一号
				一〇〇二六番一	標柱二号及び三号
				一〇〇三〇番一	標柱四号
				四四〇番四	標柱五号
				四三八番二	標柱六号